

有効期間満了日 平成41年3月31日

熊少第301号

平成30年7月31日

民法の一部を改正する法律による未成年者喫煙禁止法等の一部改正について（通達）  
民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が平成34年4月1日から施行され、同法の附則により、未成年者喫煙禁止法等が一部改正されることとなったことから事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、改正の内容及び留意事項は、別添「民法の一部を改正する法律による未成年者喫煙禁止法等の一部改正について（通達）」（平成30年6月20日付け警察庁丙少発第19号）のとおりであるので参考にされたい。

※ 警察庁通達「民法の一部を改正する法律による未成年者喫煙禁止法等の一部改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。